

事務連絡
令和5年12月6日

会員事業者各位

公益社団法人岩手県トラック協会
会長 高橋 嘉信
(公 印 省 略)

(岩手運輸支局) 事業用自動車の事故防止の徹底について

平素は、当協会業務運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東北運輸局管内で令和5年10月末までに提出のあった自動車事故報告書によると「24時間死者数」が20人（前年同月+1人）、「飲酒運転事故件数」が6件（前年同月+5件）となり、前年同月を上回る状況となっています。

また、東北運輸局管内の自動車運送事業者における「大型車の車輪脱落事故」は、10月末までで全国ワーストとなる前年と同数（13件、うち岩ト協会員事業者は4件）の発生件数となっています。

つきましては、岩手運輸支局長より事業用自動車の事故による死者数の削減並びに飲酒運転事故及び大型車の車輪脱落事故の再発防止を図るため、下記のとおり運行管理、整備管理及び運転者教育の確実な実施について徹底し、事業用自動車の安全運行に万全を期すよう通達が発出されましたので、会員事業者の皆様の取り組みをお願いします。

なお、本件に関する文書並びに参考資料等につきましては、岩ト協ホームページ「新着情報（他団体等）」に掲載いたしますので、ご参照ください。

記

1. 交通事故防止について

- (1) 運転者の健康状態及び過労状態の把握を確実に行うとともに、適性診断の結果やドライブレコーダーの映像等を活用し運転者の特性を踏まえた指導を行うこと。
- (2) 運転者に対し、夜間や悪天候時には、安全速度の徹底、早めのライト点灯及び走行用前照灯（ハイビーム）の活用等により安全を確保するよう指導すること。

2. 飲酒運転防止について

運転者に対し、アルコール依存症チェックや健康診断の結果、『自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル』等を活用し、次のとおり指導すること。

- (1) 飲酒の影響を理解させるため、アルコール（飲酒量）が運転に及ぼす影響や飲酒習慣が健康に及ぼす影響について、計画的かつ継続的に教育を実施すること。
- (2) 運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い、特に飲酒習慣のある運転者に対しては、飲酒実態を把握したうえで適切な指導や改善等に取り組むとともに、アルコール依存症が疑われる場合は、早期に専門医への相談を促す等適切にサポートすること。
- (3) 飲酒運転が発覚した場合、自身のみならず所属する運送事業者の管理責任、社会的責任が追及され信用を大きく失墜すること、また、家族や周囲の人の生活への影響が及ぶこともあり得ることを理解させ、改めて「飲酒運転を絶対にしない」意識の定着を図ること。
- (4) 帰庫時の点呼の実施にあたっては、アルコール検知器を使用した確認のほか、運転者の状態を目視等で確認して、乗務中における飲酒の有無の確認を徹底すること。
- (5) 遠隔地における点呼では、適切な時期に点呼を執行し、アルコール検知器の使用を徹底する等、休息中の飲酒により飲酒運転を招かない管理体制や手法を構築すること。

3. 車輪脱落事故防止について

- (1) 適切な車輪脱着作業について作業者を指導するとともに、車輪の脱着作業が適切に実施されていることの確認を確実に実施するよう指導すること。
- (2) 大型車の運転者に対し、確実な日常点検を実施するよう指導するとともに、車輪脱着後1～2ヶ月は特に左後輪の状態に注意するよう指導すること。

以上